

革新的医療技術研究開発推進事業 (産学官共同型) “**AIMGAIN**” アカデミアタイプ・スタートアップタイプ 六次公募説明会

令和8年7月14日(火)
国立研究開発法人日本医療研究開発機構
創薬エコシステム推進事業課
革新的医療技術研究開発推進事業事務局

公募説明会における注意事項

- ✓ 今回の説明は、時間の都合上、事業概要及び公募要領の中でも特に注意すべき点について扱います。
- ✓ 公募要領は「全て重要」な事項となりますので、説明会で触れなかった事項についても必ずご確認ください、不明な点は応募前に解消してください。
- ✓ 説明会では質疑を中心に進めますが、個別の課題に関するご質問に対しては答えできないことがあります。

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）

“AIMGAIN”



事業概要

AIMGAIN実施の背景

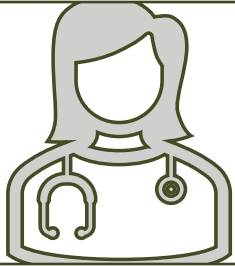
現在の我が国において医療上の必要性が高い分野において、以下の課題が存在する

- 企業において事業性がハードルとなり、単独では取り組めない研究開発領域の存在
- アカデミアにおいて保有する技術を迅速に実用化に結びつける経験の不足



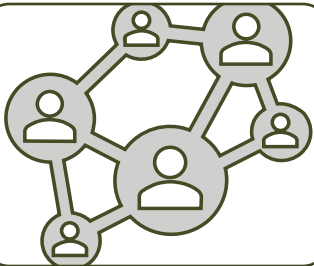
これら課題を打破するために、幅広い産学連携を通じたオープンイノベーションによる共同研究開発を推進し、医療上の必要性が高く特に緊要な医薬品、医療機器等の革新的な研究開発の実現を目的とする「革新的医療技術研究開発推進事業(産学官共同型)」を行う

AIMGAINの目的



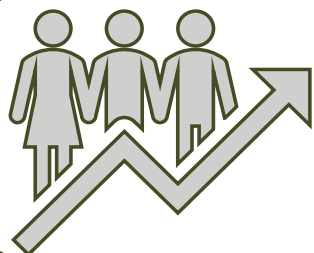
革新的医療技術の実現

- ・ 世界最高水準の医療提供に向けた、革新的アプローチ推進やニーズに応える研究開発の実現
- ・ 研究テーマを限定することなく、広い分野から募集



オープンイノベーションの推進

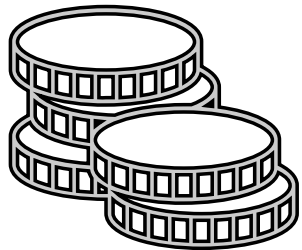
- ・ 単独のアカデミア/企業では取り組みにくい研究開発の実現
- ・ 複数アカデミア/企業の連携による非競争領域の共同研究開発推進



スタートアップ企業の支援

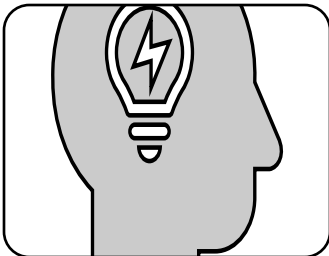
- ・ 高い技術と機動力を有するスタートアップ企業が積極的に参画することにより、さらなる革新的な成果を狙い、イノベーション・エコシステムを強化
- ・ 令和4年度を「スタートアップ創出元年」とする我が国の戦略を踏まえたスタートアップ企業支援

AIMGAINの特徴



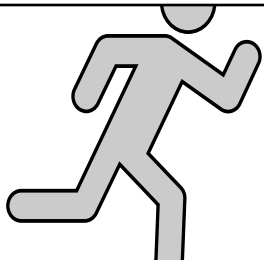
研究開発資金：基金とマッチングファンド

- 基金事業として、AMEDからの研究開発費は研究進捗に応じた**柔軟な資金配分***が可能 *総額の範囲内での年度を超えた増減など
- AMEDからの研究開発費と企業提供の「産学連携リソース」を組み合わせた**マッチングファンドによる研究開発の実施**



非競争領域の研究開発

- 複数のアカデミア／企業が分野や業種を超えた「コンソーシアム」を形成し、自立的・効果的な産学連携を推進
- 競争領域に向けた、共通基盤的分野となる「非競争領域」の共同研究開発を実施



AMEDによる研究開発伴走支援

- AMEDのプロジェクト・コーディネーターがプロジェクトに参加し、産学連携を強力に支援

AIMGAINの重要項目



産学官連携による
非競争領域の
研究開発



社会実装の実現



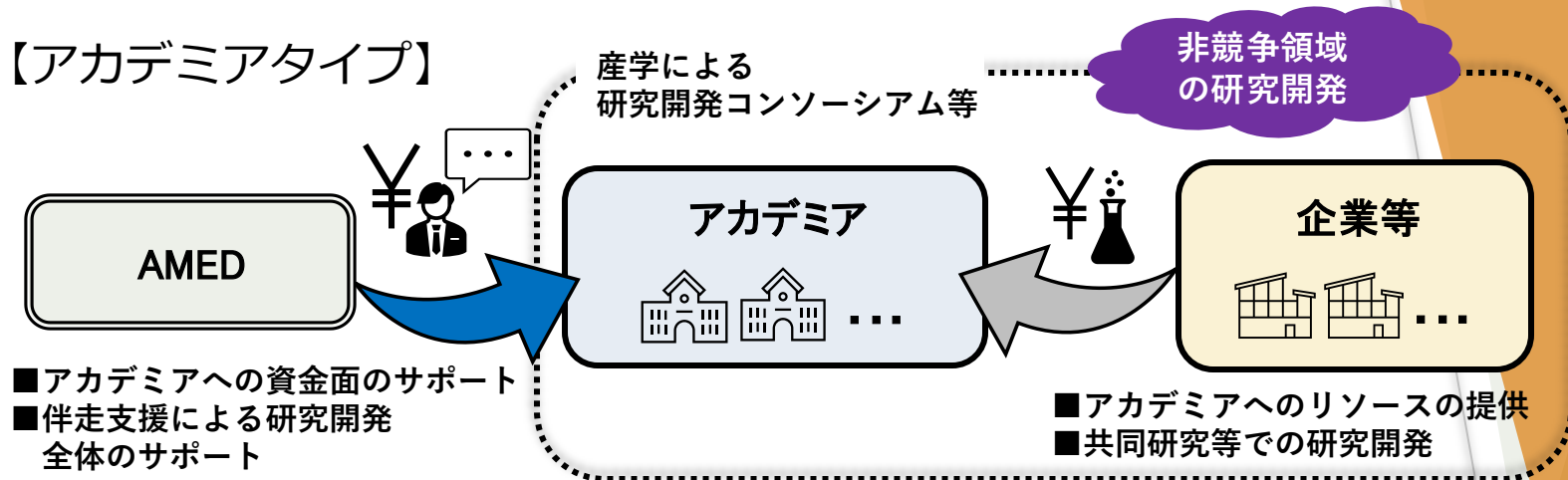
AMEDによる伴走支援

社会実装に向けた競争領域研究開発を意識しつつ、前段階となる非競争領域研究開発を産学官の力を結集して推進

成果をいち早く社会・患者さんのもとへ

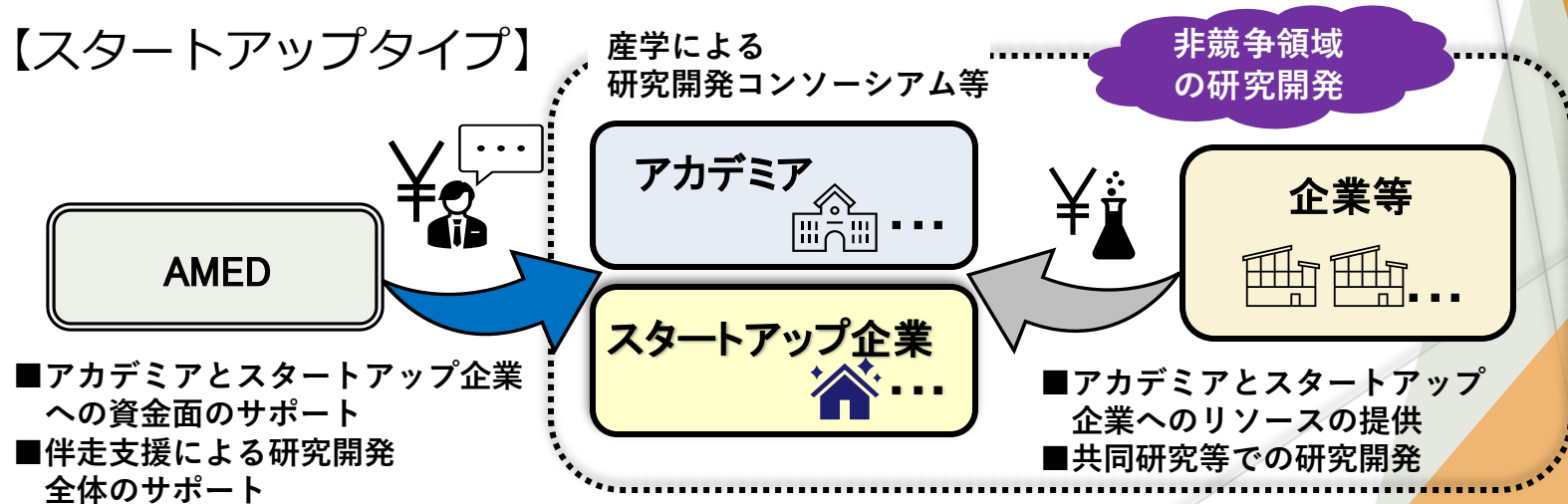
AIMGAINの2つのタイプ

【アカデミアタイプ】



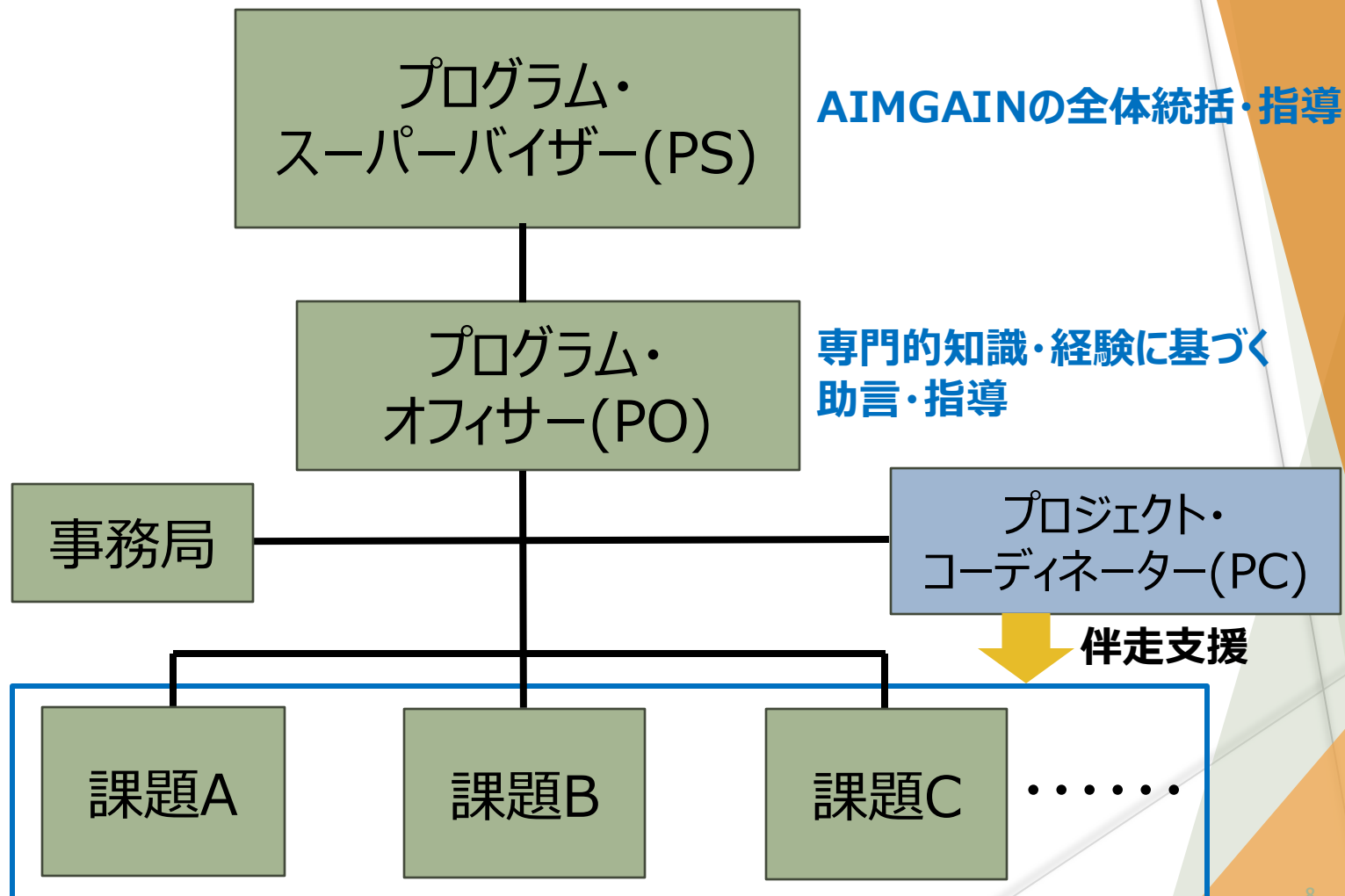
AMEDから資金提供する研究機関はアカデミアのみ

【スタートアップタイプ】



AMEDから資金提供する研究機関にスタートアップ企業を含む

研究開発推進体制



AIMGAIN プログラム・スーパーバイザー(PS)



山本 晴子 氏
国立循環器病研究センター
理事、臨床研究推進センター長
臨床研究管理部・研究振興部 部長
大阪大学 学外理事（非常勤）

（専門等）

脳神経内科

脳卒中の急性期治療、医薬品・医療機器の臨床試験デザイン、レギュトリーサイエンス

（学会・政府等関係委員等）

日本神経学会（代議員）、日本脳卒中学会（評議員）

厚労省未承認薬適応外薬検討会議WG委員、高度医療評価会議委員

先進医療会議委員、文科省ライフサイエンス委員会委員等を歴任

（AMED関係）

AMED研究・経営評議会 委員

医療分野研究成果展開事業（ACT-M/MS）等多数のプログラムで評価委員

革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）

“AIMGAIN”



六 次 公 募 に つ い て

公募概要

- **アカデミアタイプとスタートアップタイプの両方を対象に公募**
公募期間：令和8年7月6日（月）～8月18日（火）正午
研究開始時期（予定）：令和9年4月1日
- **アカデミアタイプは、複数のアカデミアが連携して、スタートアップタイプは、アカデミアとスタートアップ企業（原則設立10年以内の中小企業）が連携して委託研究開発を推進**
- **アカデミアタイプ及びスタートアップタイプともに、**
 - **産学官共同研究企業は2社以上**
 - **AMEDからの研究開発費は1.9億円～6億円（ただし、研究開始から2年間の下限は4千万円）**
 - **AMEDと研究開発代表機関が締結する委託研究開発契約は、研究開始時から2年間の複数年契約を締結（ただし、産学連携リソースを含めた総額が5億円未満の場合等には、研究開始時に1年間の契約を締結し、1年目に継続の判断がされた場合は更に1年間の継続契約を締結）**
 - **研究開始2年目に中間評価を実施し、継続判断された場合は研究開発期間の終了まで複数年の継続契約を締結**

研究開発費の規模など

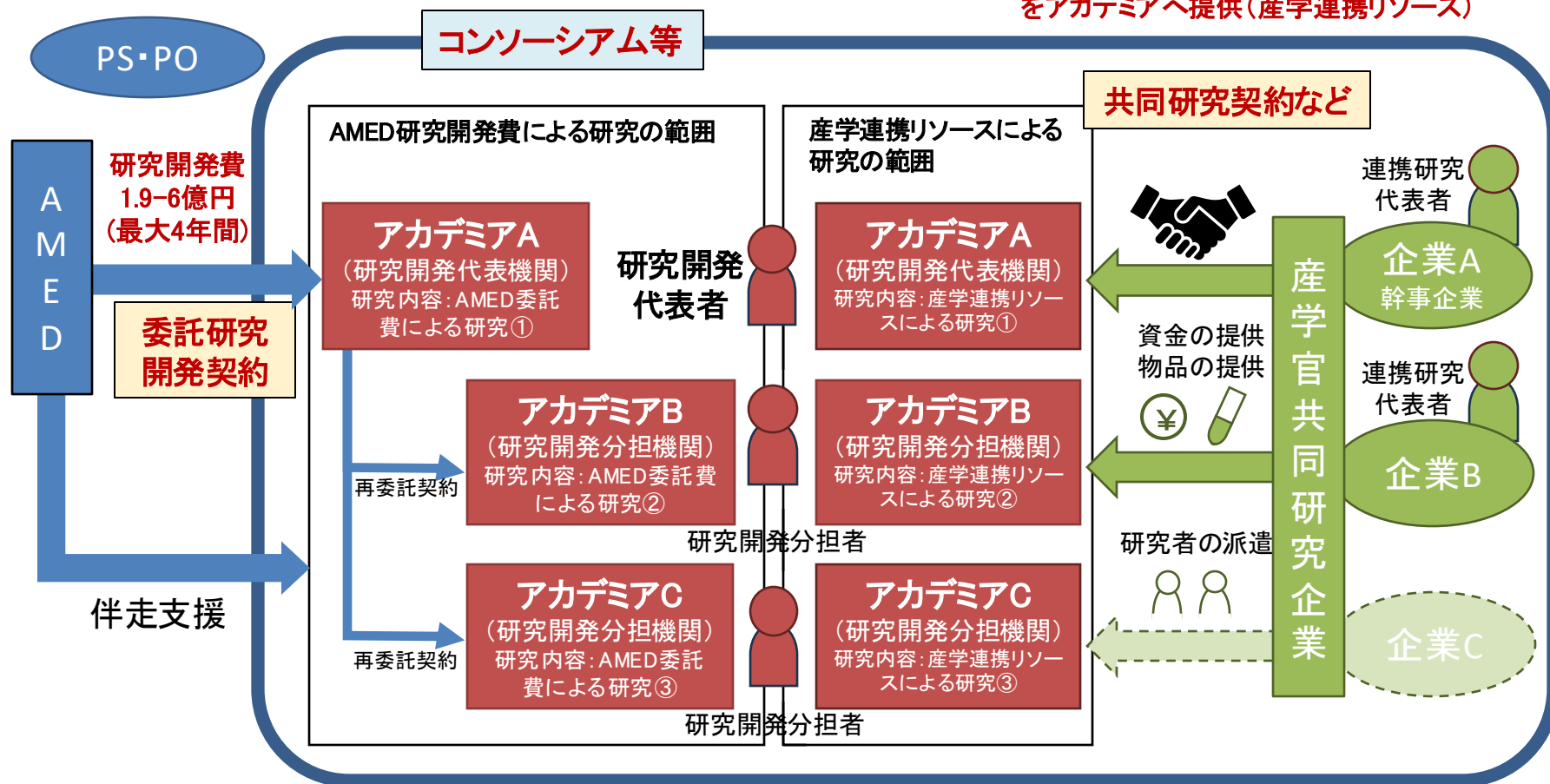
公募研究開発課題	研究開発費の規模（間接経費を含む研究期間全体の金額）		研究開発 実施期間	新規採択課題 予定数※4
	AMEDからの研究開発費	産学連携リソースを含めた総額		
アカデミアタイプ	1課題当たり 1.9※1～6億円 (1課題当たり総額の1/2以下※2)	1課題当たり 3.8～12億円※3	最長4年間	0～5課題 程度
スタートアップ タイプ	1課題当たり 1.9※1～6億円 (1課題当たり総額の1/2以下※2)	1課題当たり 3.8～12億円※3	最長4年間	0～5課題 程度

- ※1 AMEDからの研究開発費総額の下限は1.9億円であり、その内訳は、研究開始から2年間の下限が計4,000万円となります。
- ※2 AMEDからの研究開発費が総額の1/2以下となるように、**産学官共同研究企業は同額以上の産学連携リソースを研究機関に提供してください。**なお、産学連携リソースを含めた総額が5億円未満の場合、研究開始から2年間は、産学連携リソースを1年ごとにAMEDからの研究開発費と同額以上としてください。
- ※3 AMEDからの研究開発費の上限は1課題当たり6億円となりますが、産学連携リソースには上限を設けていませんので、**総額12億円を超える提案も可能**です。
- ※4 採択課題数は、採択された課題の予算により変動します。

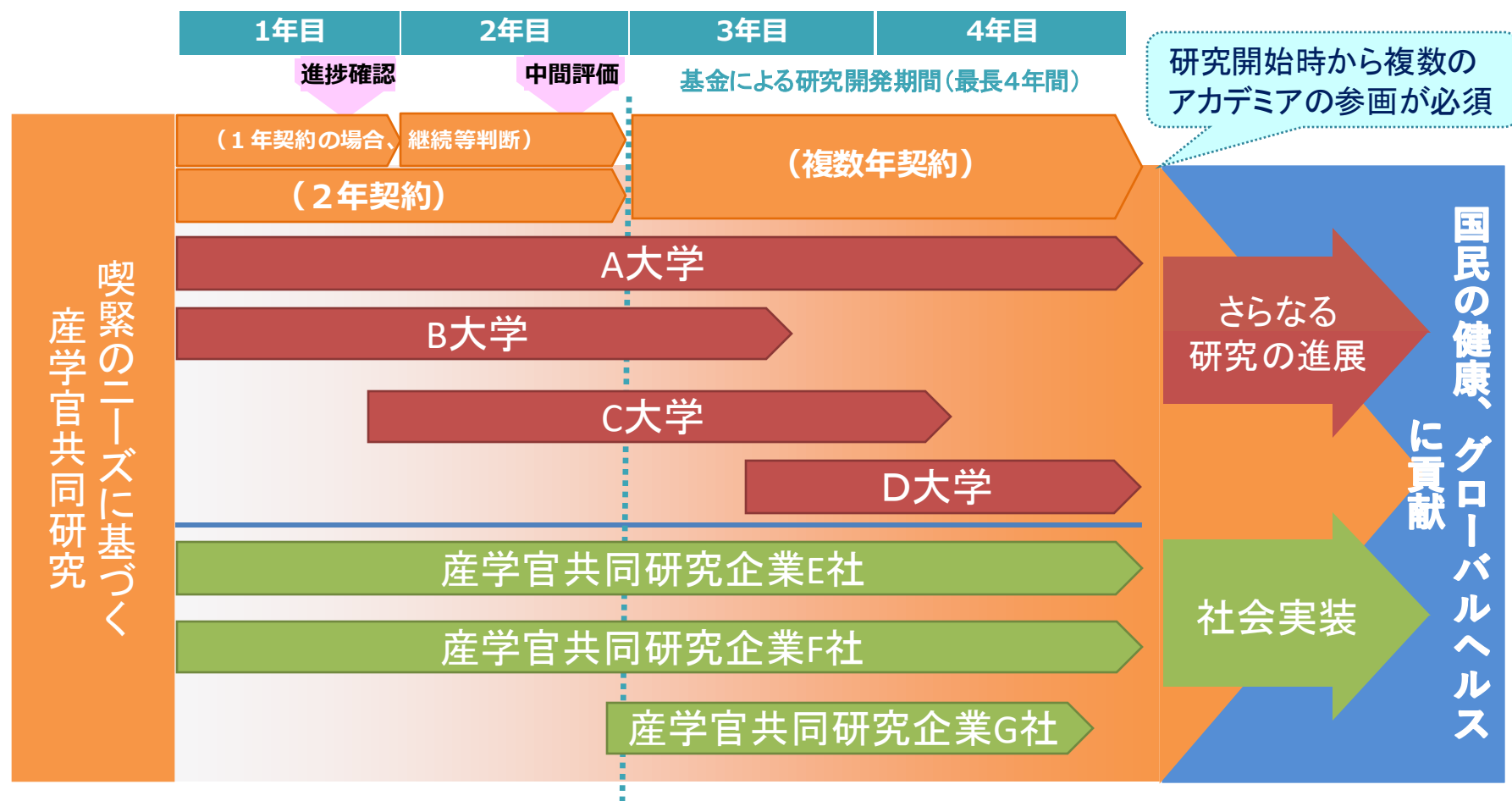
AIMGAIN（アカデミアタイプ）の事業スキーム

複数のアカデミアと複数の産学官共同研究企業がコンソーシアム等を形成し、
共同で「非競争領域」の研究開発を推進

AMEDからの委託費と同額以上のリソース
をアカデミアへ提供（産学連携リソース）



基金による事業の流れ（アカデミアタイプ）

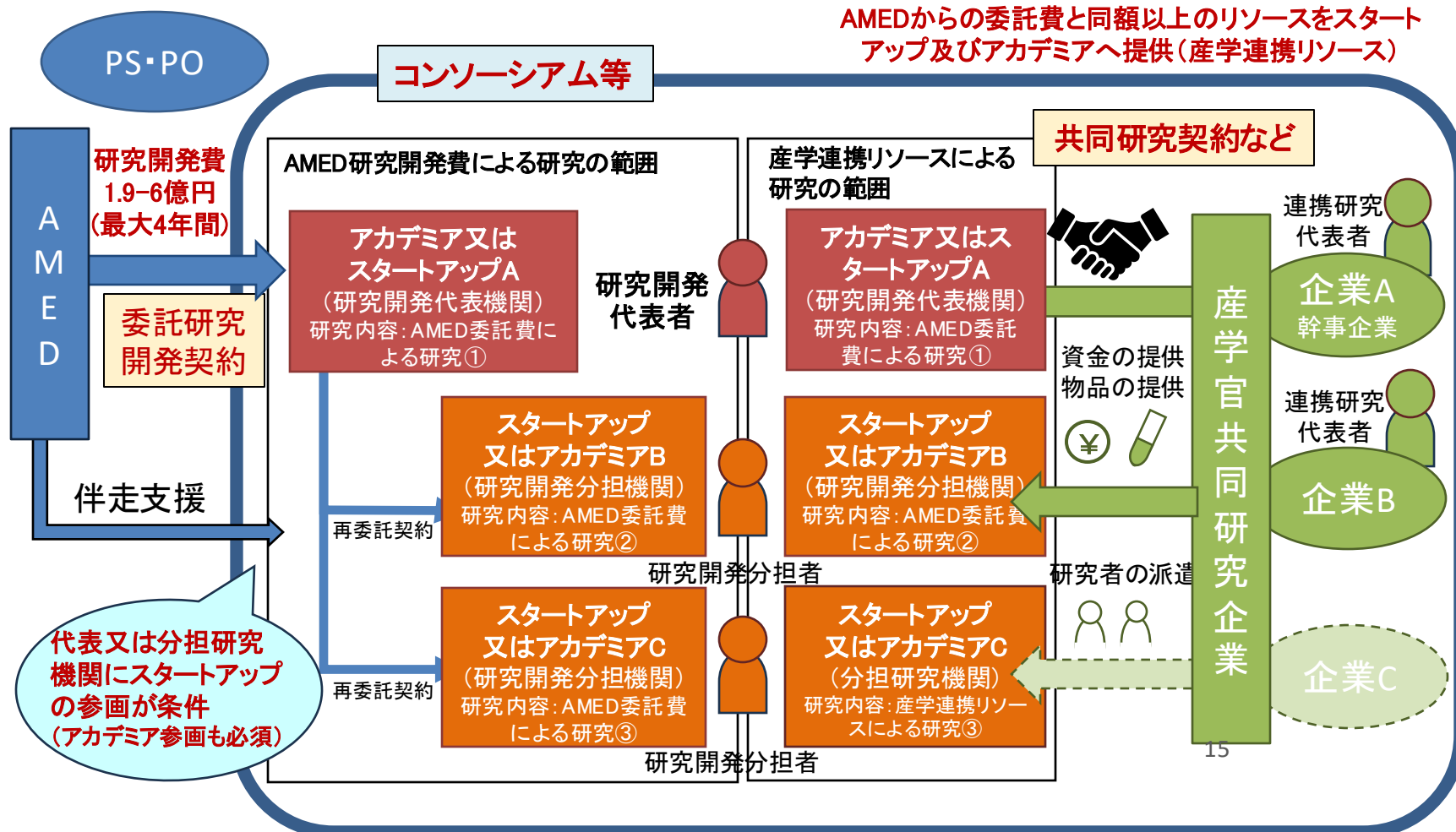


- 2年目に中間評価を行い、研究の進捗、社会実装に向けた取組状況、3年目以降の体制整備等を厳格に審査し、継続可能となった場合は最長4年間まで基金による研究を実施
- 研究開始時に1年契約の場合は、PS等が研究の進捗を確認し、2年目の継続契約・中止等を判断

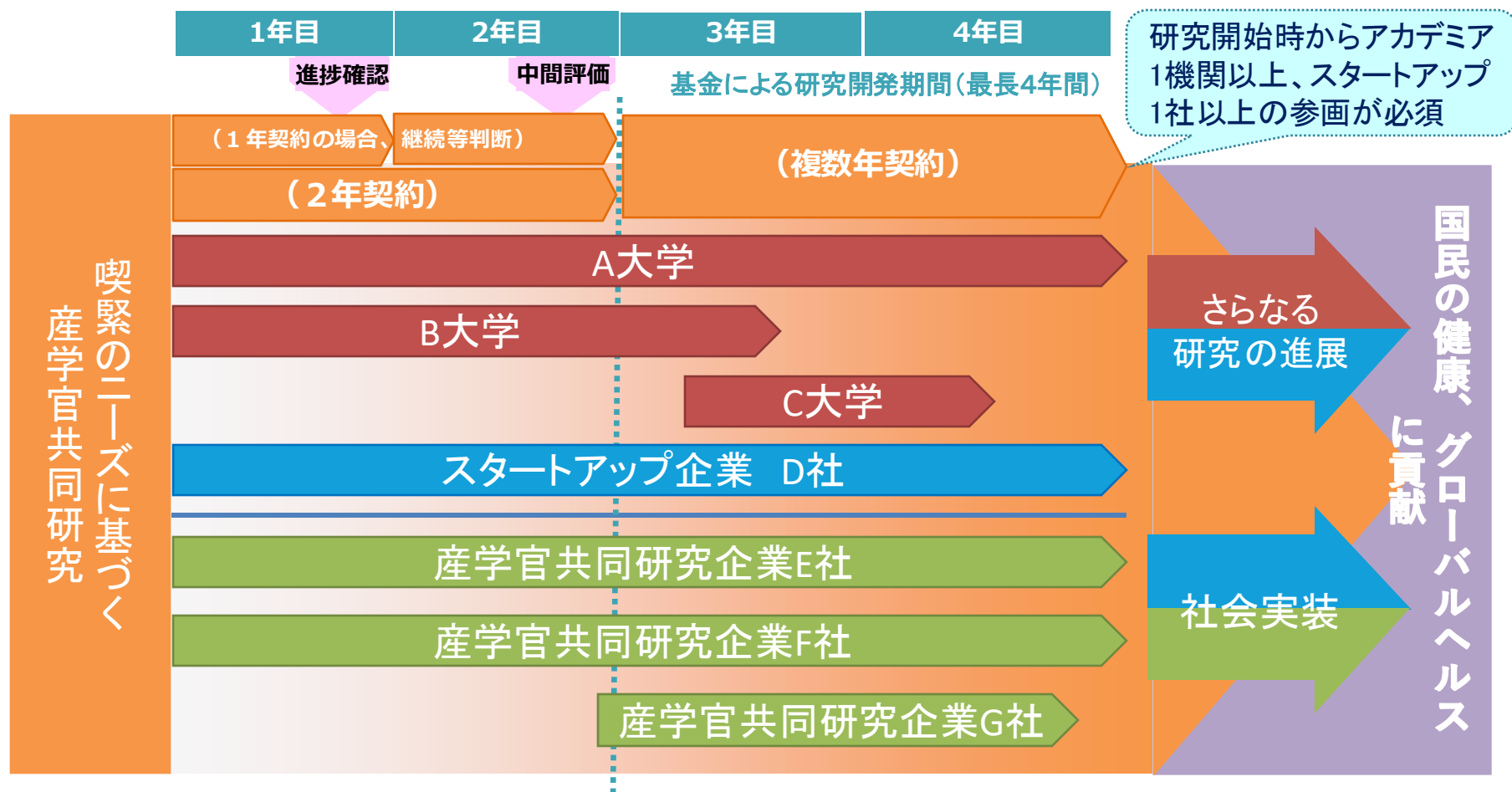
AIMGAIN（スタートアップタイプ）の事業スキーム

1機関以上のアカデミアと1社以上のスタートアップ企業が、複数の産学官共同研究企業とコンソーシアム等を形成し、共同で「非競争領域」の研究開発を推進

AMEDからの委託費と同額以上のリソースをスタートアップ及びアカデミアへ提供（産学連携リソース）



基金による事業の流れ（スタートアップタイプ）



○ 2年目に中間評価を行い、研究の進捗、社会実装に向けた取組状況、3年目以降の体制整備等を厳格に審査し、継続可能となった場合は最長4年間まで基金による研究を実施

○ 研究開始時に1年契約の場合は、PS等が研究の進捗を確認し、2年目の継続契約・中止等を判断

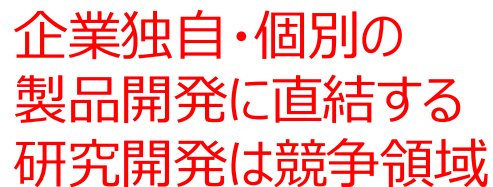
革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）

“AIMGAIN”



補 足 お よ び そ の 他 要 点

非競争領域の研究開発成果として
共通の知的財産が産出される
企業はその知的財産に基づき、
競争領域として製品開発を独自に
実施した後、製品を上市する
(個別開発、共同開発いずれも可)



産学連携リソースについて

産学官共同研究企業が委託研究開発機関に提供する研究リソース。
研究開発資金や物品等の提供だけではなく、研究者の派遣、共同研究室の設置等も含む、連携して研究開発を行う上で必要とされる研究リソースが対象。

【例】

- ✓ 委託研究開発機関の研究設備を使用した場合に支払う賃借料
- ✓ 委託研究開発機関のハードウェアあるいはソフトウェア使用料
- ✓ 産学官共同研究企業より、研究開発のために委託研究開発機関に研究者を派遣する場合の人件費
- ✓ 委託研究開発機関に提供する試薬、サンプルの費用
- ✓ 委託研究開発機関に提供する研究機器の費用
- ✓ 委託研究開発機関に提供するソフトウェアの費用
- ✓ 委託研究開発機関に提供する試作品や製造機器の作成費用
- ✓ 委託研究開発機関から依頼されて実施する、研究開発要素を含まない検査・分析・解析等やデータベース等のソフトウェア開発に関する業務の費用

研究開発費について

- 産学連携リソースを含めた研究開発費総額（間接経費を含む）は、研究開発期間内の総額で1課題当たり3.8億円～12億円です。
- 総額は、AMEDからの研究開発費と産学官共同研究企業が提供する産学連携リソースの合計額です。
- AMEDからの研究開発費は、1課題あたり1.9～6億円（総額の1/2以下）です。
- AMEDからの研究開発費は、研究開始から2年間は計4,000万円以上とします。
- AMEDからの研究開発費が総額の1/2以下となるように、産学官共同研究企業は同額以上の産学連携リソースを研究機関に提供する必要があります。
- AMEDからの研究開発費は上限が6億円となりますが、産学連携リソースには上限を設けていませんので、総額12億円を超える提案も可能です。
- AMEDからの研究開発費で産学官共同研究企業から物品購入や外注契約をする場合、見積もりあわせを適切に行う等の競争原理を導入した経済的な調達であれば可能とします。AMEDがその妥当性を確認する場合があります。

審査項目と観点について（1）

本事業における課題の採択に当たっては、提案書類について以下の観点に基づいて審査します。また、研究開発を遂行する上での分担機関の必要性や、分担機関における研究開発の遂行能力等も評価の対象となります。

研究開発課題の検討・申請等に当たっては、これらの点を踏まえて、関係機関ともよくご調整の上ご対応ください。

【審査項目と観点】

（A）事業趣旨等との整合性

- 医療分野の研究開発に関する国の方針に合致する提案内容であるか。具体的には、以下の通り。
 - 医療ニーズ（医療業界、医療現場からの要望等）が明確なもの
 - 基礎研究領域において、研究開発が進まず、支援を行う必要があるもの（例えば、難病・希少疾患等へも適用可能な技術開発を含むプラットフォーム開発）
 - 現時点で海外から遅れがあり、国際競争力の強化の観点から支援を行う必要があるもの
 - 医療データ利活用によるAI創薬（ゲノム解析、マルチモーダル画像解析、マルチオミックス解析等）やAI医療機器（AI手術室、フィジカルAI等）の研究開発
 - その他、医療上の必要性、単独のアカデミアや企業では取り組みにくく、緊要となっているといえるもの
- 「競争領域」で活用可能な共通基盤技術の実現を目指しているといえるか。
- 「非競争領域」の設定に関して、内容と範囲は妥当か（その後の社会実装に向けて産学官共同研究企業が設定している「競争領域」は妥当か）。

（B）科学的・技術的な意義及び優位性

- 研究開発に関する現状能力及びこれまでの研究開発実績は十分であるか。
- 提案内容が独創性、新規性、革新性を有しているか。
- 提案内容は医療分野の進展に資するものであるか。
- 提案内容は新技術の創出に資するものであるか。

審査項目と観点について（２）

【審査項目と観点】

（Ｃ） 計画の妥当性

- 研究開始からの２年間、３年目以降の継続の２年間の計画について、各研究開発の最終的な目標が明確で、各目標達成に向けた課題と対応及びスケジュールは明確・適切であるか。
- 年度ごとの計画について、目標達成に向けた基準を明確に記載し、課題と解決策を具体的に示した上で、実行可能性のある内容とスケジュールが提示されているか。
- 計画されている研究費及び研究期間で、産学官共同研究企業又はスタートアップ企業が社会実装に向けた研究開発を開始可能とする水準の研究成果を得ることが見込まれるか。
- 研究計画、研究体制、予算および競争領域・非競争領域の区別等について記載されているか。（特に、研究開始３年目以降についても記載されているか。）
- 生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか。
- データマネジメントプランは「委託研究開発契約書」及び「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」に即しており、内容は妥当であるか。
- 研究機関・産学官共同研究企業の参画目的・役割が明示されているか。
- 産学官共同研究企業が期待する成果が出た場合、終了後も活動継続する意思が示されているか。
- 産学官共同研究企業が終了後も活動継続するために解決しておく科学的・技術的および社会への普及に向けた課題が示され、課題解決に向けた計画が示されているか。
- 課題解決に向けた戦略は妥当といえるか。

審査項目と観点について（3）

【審査項目と観点】

（D）実施体制

- 研究開始からの2年間、3年目以降の継続の2年間の各計画における研究開発の目標達成、終了後の活動継続の観点で、課題解決に向けた体制・役割分担・全体取り纏め役等の配置は適切といえるか、基盤技術として必要十分な体制といえるか。
- 研究機関と産学官共同研究企業における十分な連携体制が構築されているか。
- 参画している産学官共同研究企業又はスタートアップ企業は、研究成果を社会実装につなげることを可能としているか。
- 申請者等のエフォートは適切であるか。
- 不合理な重複／過度の集中はないか。
- 参画しているスタートアップ企業は、本事業の研究開発を実施するにあたり必要な技術的能力、研究開発体制及び財務的基盤等を十分に有しているか。【スタートアップタイプのみが対象】

（E）所要経費

- 経費の内訳、支出計画等は妥当であるか。
- 産学官共同研究企業から適切な産学連携リソースの提供を受けられるか。

（F）事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目

- 特許等、権利に関する調整を行うことができるか。

（注）非競争領域の研究開発要素の少ない提案は、本事業主旨に沿わないため、例えば、データの利活用に関する提案で、データ収集方法に留まり革新性の認められないものは、対象外とする。

提案書類提出に当たり注意事項

■公募〆切に関して

令和8年8月18日（火）正午【厳守】です。

締め切りに間に合わず不受理となるケースが発生していますので、余裕を持った対応をお願いいたします。特にe-Radの新規利用者は、研究機関／研究者の新規登録手続きも必要であり、これらに要する日数も考慮の上、早めの対応をお願いします。期限を過ぎた場合、一切受理できません。

■提案書類作成に関して

AMEDホームページより提案書類の様式等、必要な資料をダウンロードの上、公募要領に従って「研究開発提案書」等を作成の上、e-Radよりご提出ください。e-Radでは、**【アカデミアタイプ】と【スタートアップタイプ】の応募入り口が別々に設定されています。**お間違いのないようご注意ください。また、**【アカデミアタイプ】と【スタートアップタイプ】では提出する書類が異なります。**ご注意ください。なお、提出書類に不備があった場合は、不受理となる場合があります。

スケジュールおよび問い合わせ先

提案書類の受付期間・選考スケジュール	
提案書類受付期間	令和8年7月 6 日(月) ～ 令和8年8月18日(火)【正午】(厳守)
書面審査	令和8年9月上旬～令和8年9月下旬(予定)
ヒアリング審査	令和8年 11 月 5 日(木)、6日(金)(予定)
採択可否の通知	令和8年 12 月中旬(予定)
研究開発開始(契約締結等)日	令和9年4月1日(木)(予定)

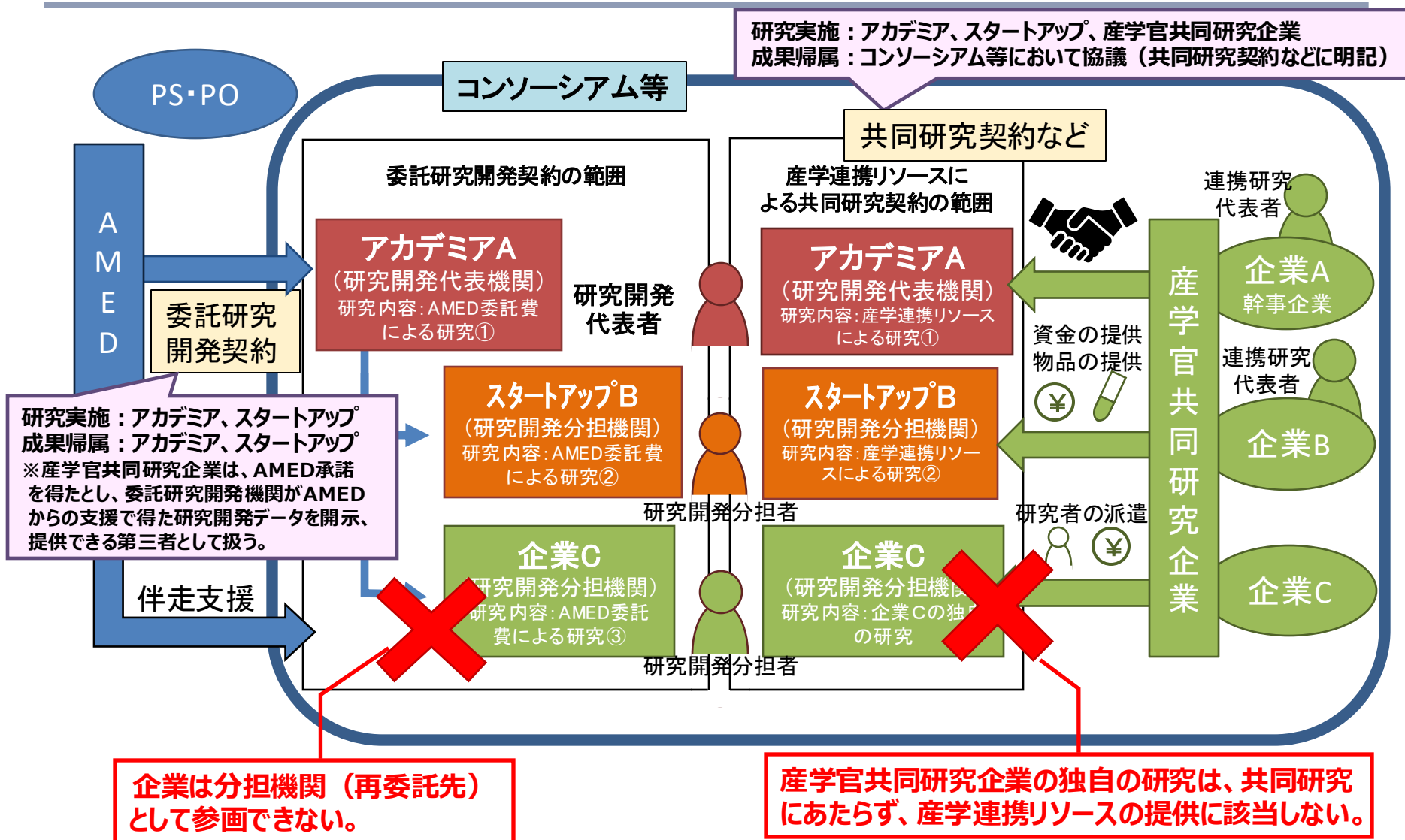
問い合わせ先：

本公募に関する質問は、AMED 革新的医療技術研究開発推進事業（産学官共同型）のホームページをご確認の上、下記より問い合わせください。

kikin-sangakukan@amed.go.jp

Back Up

留意事項について





利益排除について（1）（事務処理説明書 p.85）

4.5 直接経費に係る留意事項（5）利益排除について（自社等から調達を行う場合）

- 自社から物品又は役務の調達を行う場合、調達金額の多寡にかかわらず利益排除を行ってください。
- ・ 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、自社の製造部門の責任者名によって、製造原価証明を作成してください。
- ・ 合理的理由により原価による利益排除が困難な場合は、まず①の方法を、①の方法が存在しない場合は②の方法を選択してください。
 - ① 自社部門間で当該年度適用の部門間振替価格を取り決めている場合は、その価格による経費の計上。ただし、部門間で利益率を取り決めている等、部門間振替価格に利益が計上されている場合は、利益排除を行ってください。
 - ② 自社の単独財務諸表から算出される経常利益率（経常利益／売上高、小数点以下第2位を切り上げ）による利益排除。
- ・ ①②いずれの方法においても、証拠書類にて明らかにできるよう整備をしてください。
- ・ ①②のいずれの方法によることも困難であるとして利益排除を行わないことは認められません。
- ・ 自社からの調達であっても、適正な価格競争（自社を含めて3社以上）の結果、自社が一番安価な場合は、利益排除の必要はありません。

利益排除について（2）（事務処理説明書 p.85）

- （委託）100％子会社等（研究機関の持分比率が連結決算ベースで100％となる子会社・孫会社）が再委託先である場合、その親会社からの調達は、利益排除の対象とはなりません。
- 100％子会社等から調達を行う場合は利益排除の対象とはなりません。ただし、条件として見積もり合わせ（100％子会社等含めて3社以上）で安価であるか、見積もり合わせが実施できない場合は適切な選定理由を整備することが必要となります。
- 経常利益率による利益排除の方法を選択する際に、当該会社が決算上赤字等（決算書上の経常利益が赤字もしくは0）の場合には、利益排除の必要はありませんが、その価格の適正性には十分な配慮を行ってください。